

## やまだ創業サポート事業費補助金交付要綱

### (目的)

第1 山田町において、起業者、第二創業者及び新事業活動を行う者が新たに始める事業を支援し、復興まちづくりに合わせたなりわいの創出を図るため、これらの者が当該事業に要する経費に対し、予算の範囲内で、山田町補助金交付規則（昭和53年山田町規則第4号。以下「規則」という。）及びこの要綱により補助金を交付する。

### (定義)

第2 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 起業者 中小企業等経営強化法（平成11年法律第18号。以下「法」という。）第2条第1項に規定する中小企業者（以下「中小企業者」という。）であって、山田町において事業を行う同条第3項に規定する創業者（同項第3号に掲げるものを除く。）をいう。
- (2) 第二創業者 中小企業者であって、後継者が山田町において行う事業を引き継いだ場合に業態転換を行うものをいう。
- (3) 新事業活動を行う者 中小企業者であって、山田町において法第2条第6項に規定する新事業活動を行うものをいう。
- (4) 若者 補助事業年度の4月1日に39歳以下の者をいう。
- (5) 商店街等 次のいずれの要件にも該当すると見込まれる区域をいう。

ア 地域住民の生活利便や消費者の買い物の際の利便を向上させ、地域の人々の交流を促進する社会的機能を有するものであること。

イ 当該区域が属する商圏内における人口規模、商業量等を勘案し、当該商圏において中心的な商業機能を果たす蓋然性が高いと認められること。

ウ 今後の山田町におけるまちづくり施策において、商業集積を維持・管理する蓋然性が高いと認められること。

### (補助事業者)

第3 補助事業者は、山田町において起業、第二創業又は新事業活動を行う者であって、山田町に住所を有する者又は山田町に主たる事業所を有する者とする。

(補助金の交付の対象及び補助額)

第4 第1に規定する経費及びこれに対する補助額は、別表第1のとおりとする。

2 別表第1の区分に掲げる経費のうち、既に公的機関等の補助金を活用している経費は、補助対象外とする。

(補助事業に要する経費の配分及び補助事業の内容の軽微な変更)

第5 規則第6条第1項第1号及び第2号の軽微な変更は、次に掲げる変更以外の変更とする。

(1) 補助事業に要する経費の20パーセントを超える増減

(2) 事業の中止又は廃止

(3) 事業実施主体の変更

(4) 事業実施箇所の変更

(申請の取下期日)

第6 規則第8条第1項の町長が定める期日は、補助金の交付の決定の通知を受領した日から起算して15日を経過する日とする。

(財産の処分に係る制限の期間)

第7 規則第19条第1項の知事が定める期間は、財産の種別に応じ、それぞれ減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)に定める年数のとおりとする。

(立入検査等)

第8 町長は、予算の執行の適正を期するため、補助事業者に対して、必要な報告を求め、又は職員に、その事務所、事業場等に立ち入り、帳簿書類その他の必要な物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2 補助事業者は、補助事業の一部を委託により実施する場合において、当該委託の業務を行う者と契約を締結するに当たっては、町長が、予算の執行の適正を期するため、当該委託の業務を行う者に対して、必要な報告を求め、又は職員にその事務所、事業場等に立ち入り、帳簿書類その他の必要な物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる旨の条件を附さなければならない。

(書類の整備等)

第9 補助事業者は、補助事業に係る補助金の経理を明らかにした書類を整備し、当該補助事業の完了の日の属する年度の翌年度から起算して5年間(当該補助事業により取得し、又は効用の増加した財産に係る処分の制限期間が5年を超える場合にあっては、

当該処分の制限期間) これを保存しなければならない。

(前金払)

第10 町長は、必要があると認める場合は、補助金の9割以内を前金払することがある。

2 補助事業者は、前項に規定する補助金の前金払を請求しようとするときは、やまだ創業サポート事業費補助金前金払請求書(様式第1号)を町長に提出しなければならない。

(消費税等仕入控除税額に係る報告等)

第11 補助事業者は、規則第4条の規定に基づき補助金の交付の申請をするに当たって、当該補助金に係る消費税等仕入控除税額(補助金の交付の対象となる経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法(昭和63年法律第108号)の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法(昭和25年法律第226号)に規定する地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助率(当該補助金の額を当該経費の額で除して得た率のことをいう。)を乗じて得た額をいう。以下同じ。)が明らかではないため、消費税等仕入控除税額を含めて補助金の交付の申請をした場合に、当該申請の後に当該消費税等仕入控除税額が明らかになったときは、速やかに消費税等仕入控除税額報告書(様式第2号)により町長に報告しなければならない。

2 補助事業者は、補助金の交付を受けた後に前項の報告をした場合は、当該報告による町長の補助金の返還の命令を受けて、前項の報告に係る消費税等仕入控除税額を返還しなければならない。

(提出書類及び提出期日)

第12 規則により定める書類及びこれに添付する書類並びに提出期日は、別表第2のとおりとする。

別表第1（第4関係）

補助対象経費		
<p>補助対象経費は、次に掲げる要件を満たすものでなければならない。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 補助事業の実施に直接必要な経費であること。</li> <li>2 必要最小限の経費であること。</li> <li>3 事業実施期間内に契約、取得及び支払いを完了した経費であること。</li> <li>4 使途、単価、規模等が証拠書類等により確認可能な経費であること。</li> </ol>		
区分	経費	補助率及び補助限度額
備品等購入費	機械、器具及び備品の購入に要する経費。ただし、取得価格が3万円未満又は50万円（設置費用を含む。）以上のものは対象外とする。	<p>当該経費の3分の2（代表者が若者又は女性の場合及び商店街等において補助事業を実施する場合には、6分の5）に相当する額以内の額。ただし、1者当たり50万円を限度とする。</p>
広告宣伝費	不特定多数の者に対する宣伝的効果を意図した広告宣伝等に支払う費用	
印刷製本費	パンフレット、チラシ等の印刷製本等に支払う費用	
委託費	システム開発及び運用保守、各種調査等を外部委託するために支払う費用	
出展小間費	商談会・展示会等に出展するために支払う小間費用	
旅費	上記展示会等に出展するために要する旅費（公共交通機関の利用による旅費に限る。）。	

別表第2（第12関係）

条項	提出書類及び添付書類	様式	提出部数	提出期日
規則第4条の規定による書類	やまだ創業サポート事業費補助金交付申請書 1 申請者概要書 2 事業計画書 3 収支予算書 4 その他知事が必要と認める書類	第3号 第4号 第5号 第6号	1部 1部 1部 1部	別に定める。
規則第6条第1項第1号から第3号までの規定により承認を受ける場合の書類	やまだ創業サポート事業費補助金変更（中止、廃止）承認申請書 1 事業計画書 2 収支予算書 3 その他知事が必要と認める書類	第7号 第5号 第6号	1部 1部 1部	当該事業の変更、中止又は廃止を行う日の10日前まで
規則第13条第1項の規定による書類	やまだ創業サポート事業費補助金実績報告書 1 収支精算書 2 その他知事が必要と認める書類	第8号 第9号	1部 1部	別に定める。
	やまだ創業サポート事業費補助金請求書	第10号	1部	別に定める。